

水俣市都市計画マスタープランの策定に関する要綱

(令和4年9月29日訓令第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2第1項に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定（改定を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(都市計画マスタープランの目的)

第2条 都市計画マスタープラン策定及びその過程の目的は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第6次水俣市総合計画に基づく将来の都市像の明確化
- (2) 都市計画の体系化
- (3) 都市計画の指針づくり
- (4) 都市計画（全体構想・地域別構想）の実現化
- (5) 住民及び市職員のまちづくりへの参加意識づけ

(都市計画マスタープランの期間)

第3条 都市計画マスタープランの期間は、策定の時期から概ね20か年とする。

2 前項の期間中、水俣市総合計画の改定に合わせ、都市計画マスタープランの内容の検証を行うものとする。

(都市計画マスタープラン策定の時期)

第4条 都市計画マスタープランは、令和6年度を目途に改定するものとする。

(住民参加)

第5条 法第18条の2第2項に規定する「住民の意見を反映させるために必要な措置」として、アンケート調査等のほか、様々な手法で住民参加を図るものとする。

(都市計画マスタープラン策定の体制)

第6条 都市計画マスタープランの策定にあたっては、策定過程において市民の意見を十分反映させるとともに、学識経験者等による専門的かつ総合的な見地からの指導助言を受ける体制の整備に努めるものとする。

2 市職員については、担当業務又は所属組織の業務に関係なく、まちづくりの一環として都市計画マスタープランの策定に参加できるような体制の整備に努めるものとする。

(策定委員会)

第7条 都市計画マスタープランの原案及び関連する諸問題等を審議し、策定の各段階において指導、助言及び必要な決定を行うため、水俣市都市計画マスタープラン策定委員会（以下、「策定委員会」と略する。）を設置する。

(策定委員会の組織及び会議)

第8条 策定委員会は、委員は30人以内をもって組織し、委員は、学識経験者及び市民代表並びに行政関係者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了するまでの間とする。

- 3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により決める。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 策定委員会の会議は、全体会議のほか、策定段階及び議題に応じて専門部会を開催することができる。

（庁内検討委員会の設置）

第9条 都市計画マスタープラン策定に係る各種事項について審議し、関係各課等との調整を行うために、水俣市都市計画マスタープラン庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

（庁内検討委員会の組織及び会議）

第10条 庁内検討委員会は産業建設部長及び産業建設部長が指名する課長級の職員をもって組織する。

- 2 庁内検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、産業建設部長をもって充て、副委員長は産業建設部長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、庁内検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 検討委員会の会議は、全体会議のほか、議題に応じて部会を開催することができる。

（事務局の設置）

第11条 都市計画マスタープラン策定に係る事務全般を円滑に遂行するために、産業建設部都市計画課内に水俣市都市計画マスタープラン策定事務局（以下、「事務局」と略する。）を設置する。

（事務局の組織）

第12条 事務局は、都市計画課都市計画室職員及び市長が委託するコンサルタント事業者で組織する。なお、事務局において必要と判断した場合は、各分野における専門家を加えることができる。

- 2 事務局に事務局長を置き、都市計画課長をもって充てる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、都市計画マスタープラン策定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年9月29日から施行する。